（議題４）市営住宅使用料滞納者の法的措置について
資料４に係る説明資料

令和３年度における市営住宅使用料滞納者の法的措置について

法的措置とは，市営住宅使用料滞納者に対し，基準を定めて，即決和解，明渡請求等の法的措置を講じることであり，令和３年度は明渡請求等の訴訟を２件行いましたので，報告いたします。

法的措置候補者の選定基準は，滞納額が１０万円以上かつ３か月以上，又は滞納月数が９か月以上である者です。
過去に法的措置対象者となり即決和解や自己破産し免責決定となった者は除外しています。

法的措置候補者に対する対応ですが，納付指導に応じているか否かで異なる内容の法的措置候補者選定通知書を送付します。

（１）納付指導に応じない者に対しては，納付誓約書を提出するよう指導する，又は，誓約書どおりに納付するよう指導する内容になっています。
（２）納付誓約履行中の者に対しては，誓約書とおりの支払の継続を指導する内容になっています。

令和３年度の法的措置候補者の選定におきましては，令和２年４月１日に選定した法的措置候補者１２１世帯のうち，納付指導に応じない者５７世帯，納付誓約履行中の者６４世帯，同年１０月１日選定で納付指導に応じない者４世帯，納付誓約履行中の者１世帯に法的候補者選定通知を送付し，納付の指導を行っております。

３のフロー図は，法的措置候補者選定から明渡訴訟に至るまでの推移を示したものとなります。
令和３年度は納付指導に応じず，来庁要請にも応じなかった法的措置対象者が４世帯おり，うち１世帯は自主退去，１世帯は自主退去の準備をしており，残り２世帯は，明渡しの請求等の訴訟を終え，訴えのとおりの判決を得ており，今後，強制執行を行う予定です。

市営住宅使用料の収納状況について

資料【参考】は，過去５年間の市営住宅使用料の収納状況について表とグラフで示しております。全体を見ると滞納総額は減少し，それに伴い収納率も上昇していることが分かります。令和２年度決算時で滞納額は１８２，７０２，２６０円，収納率は８２．２７％となっております。
今後も，旭川市行財政改革推進プログラム２０２０に掲げている令和５年度の収納率の目標８４．５％の達成に向け，取り組んでまいります。